

第3節 疑わしい取引の届出に関する施策

I 「疑わしい取引の参考事例」の改訂

「疑わしい取引の参考事例」は、金融機関における疑わしい取引を発見する手がかりとして当庁が公表しているものである。平成14年3月に、これまでの間の運用状況や届出内容を踏まえて、参考事例の性格を明確化するとともに、具体的な事例を追加する等の参考事例の改訂を行い、金融関係団体を通じ各金融機関に通知するとともに、当庁ホームページ（「マネー・ローンダリング」コーナー）に掲載した。

II フレキシブルディスクでの届出の支援

疑わしい取引の届出は、書面だけでなく届出事項をフレキシブルディスク（フロッピーディスク等）にデータファイルとして記録した形式でも届出ができるが、同形式での届出はまだ少数にとどまっている。疑わしい取引の届出についても平成15年度までにオンライン化を予定していることから、オンライン届出に備え、その前段階としてのフレキシブルディスク届出の拡大を図るために、金融機関用のデータファイル作成システムを改良し、導入を希望する預金取扱金融機関、保険会社、証券会社に対して14年3月から無償で提供している。

III 研修会の開催

14年3月及び4月に当庁及び各財務局・支局等を会場として、銀行及び信用金庫の疑わしい取引届出責任者及びマネー・ローンダリング対策研修責任者を招き、疑わしい取引の発見端緒、改訂版参考事例等についての研修会を開催し、800人を超える参加者を得た。

IV マネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域に係る取引への注意喚起

FATF（Financial Action Task Force on Money Laundering：金融活動作業部会）（第5部第23章第5節参照）が13年6月及び9月の全体会で、国際的なマネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域を特定したことを受けて、当庁は関係金融団体を通じて各金融機関に対し、これらの非協力国・地域の個人・法人等との取引に特別な注意を払うよう要請した（注）。

さらに、FATFは13年12月5日、ナウル共和国に対して対抗措置を発動するよう決定したため、当庁から、ナウル共和国の個人・法人等との取引は特別な注意を払うことに加え、取引の相手方の本人確認、資金の源泉、取引目的等の審査を厳格に行い、参考事例に照らして疑義があると認める取引は、組織的犯罪処罰法の規定する疑わしい取引として届出るよう要請した。

(注) 非協力的な国・地域 (平成 13 年 9 月 7 日公表)

クック諸島、ドミニカ国、エジプト・アラブ共和国、グアテマラ共和国、グレナダ、ハンガリー共和国、インドネシア共和国、イスラエル国、レバノン共和国、マーシャル諸島共和国、ミャンマー連邦、ナウル共和国、ナイジェリア連邦共和国、ニウエ、フィリピン共和国、ロシア連邦、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、ウクライナ (19 ヶ国・地域)

V タリバーン関係者と関連する疑いのある取引の届出要請

13 年 9 月 11 日の米国における同時多発テロの発生を受けて、当庁は、外務省、財務省、経済産業省が国連安全保障理事会決議に基づき資産凍結措置を行っているタリバーン関係者等と関連する疑いのある取引については、同決議でタリバーンが薬物犯罪で収益を得ている旨指摘されていることから、組織的犯罪処罰法の規定する疑わしい取引として届出を行うよう金融機関等に対し要請を行っている。金融機関等への要請は、13 年 9 月から計 10 回行っており、291 の個人及び団体 (削除された 6 団体は含まず) をタリバーン関係者等として公表している (14 年 5 月 31 日現在)。

VI 外国 F I U との相互協力の推進

マネー・ローンダリングは世界的規模で行われる犯罪であり、国際的な協力が重要である。組織的犯罪処罰法では、金融庁長官は外国 F I U に疑わしい取引に関する情報を提供できる旨規定されている。特定金融情報室では疑わしい取引に関する情報交換を円滑に行うための相互協力の枠組みについて主要国の F I U と協議を行っており、13 年 6 月には、英国 F I U (NCIS/ECU: 国家犯罪情報局経済犯罪部) と情報交換取極を締結した。